

岩手県告示第 523 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定を受けた施術者が施術所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 4 月 4 日

岩手県知事 増 田 寛 也

施術者の氏名	施術者の開設する施術所		廃止年月日
	名 称	所在地	
林 富男	林整骨院	花巻市高木上台 19 地割 51 番地	平成 18 年 3 月 23 日
高橋 正美	あらた整骨院	花巻市湯本 3 地割 68 番地	平成 18 年 3 月 23 日
大森 政彦	大森整骨院	釜石市中妻町三丁目 10 番 24 号	平成 18 年 2 月 28 日
松葉 寿枝	松葉整骨院	和賀郡東和町土沢 7 区 129 番地の 1	平成 18 年 3 月 23 日
斉藤 伯子	斉藤接骨院	西磐井郡花泉町永井字粒乱田 66 番地 6	平成 18 年 3 月 23 日
板川 弘樹	川崎整骨院	東磐井郡大東町摺沢字観音堂 92 番地 15	平成 18 年 3 月 23 日
佐々木 順	川崎整骨院	東磐井郡大東町摺沢字観音堂 92 番地 15	平成 18 年 3 月 23 日
伊藤 治兵衛	伊藤整骨院	東磐井郡千厩町千厩字町 22 番地 4	平成 18 年 3 月 23 日
上野 公一	上野整骨院	二戸郡浄法寺町浄法寺 15 番地	平成 18 年 3 月 23 日